

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

1 公害補償法の改正をめぐる攻防

多数自治体の反対のなかで、改正案上程

八六年一〇月三〇日の中央公害対策審議会の答申(答申の問題点は本年鑑第五七集三九四～三九五ページ参照)を受けた政府・環境庁は、右答申が「民事責任を踏まえた制度として、汚染者負担によって、個人に対して個別の補償を行うことは適当ではない」(『一九八七年度環境白書』)と提言したものと受けとめ、全国四一指定地域の全面解除、大気汚染公害被害者の新規認定の打ち切りなどを内容とする公害被害補償法の改正を打ち出した。

しかし、環境庁自身が発表した八六年大気汚染測定結果によっても、NO₂汚染濃度は東京・大阪・神奈川などの大都市圏を中心に、前年に比べて環境基準未達成の測定局が増加し、大気汚染がますます深刻化するなかで、毎年九〇〇〇人前後の新規公害認定患者が発生している。このようななかで出された政府案にたいし、関係自治体をはじめ、各地で反対運動がおこった。

公害補償法の改正にあたっては、指定地域の関係自治体の意見聴取が必要とされている。政府から関係五一地方自治体に意見聴取手続を行ったところ、東京都知事が一月三〇日に大気汚染指定地域の解除に反対する意見を表明したのをはじめ、二月九日までに関係五一地方自治体の意見が表明された。結局、賛成六、反対または慎重論が四五と、圧倒的多数の関係自治体が公害補償法改正に賛成できないとの意見を明らかにした。その背景としては、各地の大気汚染公害患者の要請をうけて、関係自治体の労働組合(各都、府、県職労、市職労など)が当局との交渉を通じて公害補償法改悪反対の申し入れを行ったことがあげられる。

しかし、政府・環境庁は、地元自治体の意見を無視し、二月一三日に公害補償法改正案を閣議決定して、通常国会へ上程する手続きをとった。

公害補償法改正反対運動の広がり

通常国会に上程された公害補償法改正案は、ほとんど審議に入れないうまま、次の臨時国会へ継続審議となった。この間、全国の大気汚染公害患者で組織する全国公害患者の会連合会は、全国の公害患者を東京に結集して環境庁、経団連などに向けての抗議行動を行うとともに、労働組合、医療関係者、市民団体などへの要請行動・共同行動などに取り組んだ。

八七年七月一七日、総評定期大会は、全通、自治労、私鉄総連などの九単産、東京地評、大阪総評、神奈川地評などの一〇地評の共同提案による「公害指定地域の全面解除に反対し、公害・環境行政の拡充をもとめる決議」を採択した。この決議は、「公害健康被害補償法の改悪案の成立を

みとめれば、いまなお年間九〇〇〇人ずつふえつづけている新規の公害病認定患者の救済はもちろん、すべての被害者の救済は閉ざされ、労働者および国民の生命と健康・環境にとって重大な脅威となる。しかも、『公害は終わった』と主張している財界や大企業の加害責任を免罪し、大規模開発に一層の拍車をかけることにもなる」と批判している。

また、同年七月二十八日の統一労組懇一九八七年度年次総会も、「大気汚染公害指定地域の全面解除に反対し、公害補償法改悪法案の撤回を求める特別決議」を採択した。この特別決議は、「公害被害者の救済を打ち切り、ひきつづき現存する全国九万人余の公害認定患者の切り捨てをもねらう反人道的法案であり、断じて容認できるものではない」と指摘し、「かかる公害補償法改悪案をただちに撤回し、公害指定地域を拡大するなど、公害補償制度を改善、拡充するよう強く要求」した。

臨時国会で法案審議がはじまった八月には、八月四日の自治労請願、八月二五日の横浜市従請願などの国会請願行動や全国の指定地域に関係ある各労働組合が電報を集中するなど、公害補償法改悪法案にたいする抗議行動が取り組まれた。

また、各専門家団体・市民団体などの要請、抗議行動も広がった。二月七日には日本弁護士連合会が公害補償法改正に反対し、公害補償制度の強化・拡充を求める意見書を発表したのをはじめとして、横浜、名古屋、東京、大阪、福岡など関係弁護士会が要望書・意見・声明を発表した。日本科学者会議の声明(二月一九日、八月一二日)、全国保険医団体連合会の請願(七月三十一日)、日本母親大会の決議(八月二日)など、各層からの公害補償法改正案に反対する声も強まった。

さらに、関係自治体では前記意見書に加えて、政府の法案国会上程後も、川崎市議会(二月一六日)、中央区議会(三月二日)、板橋区議会(三月一三日)、文京区議会(三月一九日)、寝屋川市議会(三月一九日)、豊中市議会(三月三〇日)、愛知県議会(七月六日)、大牟田市議会(七月一七日)など多くの地方自治体議会で公害指定地域解除反対などを要求する決議も採択された。

改正案、可決・成立

公害補償法改正法案に反対する運動の高まりにもかかわらず、政府・自民党はこの法案の強行採決も辞さずという構えで、八月一八日の衆院環境委員会での趣旨説明を皮切りに審議を強行した。国会審議のなかでは、自民党の姿勢を象徴する二つの事件がおこった。

一つは、参院環境特別委員会の山東昭子委員長の委員会すっぽかし事件である。同議員は、八月三十一日、本法案の趣旨説明が行われた参院本会議を欠席し、民放テレビゴルフ番組の録画撮りに出かけていた。法案審議が行われる環境特別委員会の委員長が重要な審議を自らの副業のために欠席するという無責任さにマスコミの非難が集中し、自民党は「陳謝」でことを収めようとしたが、ついに同議員は「委員長辞任」におこまれた。

二つ目は、中央公害対策審議会会議録の委員会への提出拒否事件である。国会での公害補償法改正の審議のためには、中公審会議録を資料として提出させることが必要であった。委員会では、「委員会の委員の総意で提出を求める」とし、委員長も「環境庁にあらためて(中公審会議録を)提出するよう要求する」と発言したにもかかわらず(九月二日)、その後になって、政府・環境庁は、国会法や国会での慣例を無視して、資料の提出を拒否した。

右のような経過のあと、九月一八日、同改正案は参院環境特別委員会で政府原案どおり可決、同日の参院本会議でも可決され、成立した。

もっとも、改正案中、既存の患者にたいする補償は従来どおり継続するとさせたこと、改正法の施行期日を八八年三月一日まで延ばさせたのは運動の成果であった。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
